



山形県公報

平成24年3月21日(水)
第2327号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(市町村課) ……292
- 山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(水大気環境課) ……同
- 山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例施行規則…(食品安全衛生課) ……同
- 山形県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(子育て支援課) ……294
- 山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(農政企画課) ……同
- 山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) ……296
- 山形県道路占用規則の一部を改正する規則……………(道路課) ……297
- 山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……298

### 告 示

- 平成11年3月県告示第312号(騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定)の廃止……………(水大気環境課) ……299
- 昭和49年10月県告示第1427号(騒音規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等)の一部改正……………(同) ……同
- 平成16年3月県告示第383号(悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)の一部改正……………(同) ……同
- 山形県認定こども園の認定の基準及び運営の基準に関する規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(健康福祉企画課) ……300
- 救急病院の告示……………(地域医療対策課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……301
- 昭和54年12月県告示第2134号(沿岸漁業改善資金の借受資格者)の一部改正……………(農政企画課) ……同
- 家畜の検査の実施……………(畜産課) ……同
- 同……………(同) ……302
- 山形県県民の森の利用日及び利用時間……………(村山総合支庁森林整備課) ……303
- 山形県県民の森の利用料金……………(同) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……304
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 昭和49年12月県告示第1941号(山形県屋外広告物条例に基づく指定地域)の一部改正…(都市計画課) ……305

### 議 会 関 係

#### 規 則

- 山形県議会会議規則の一部を改正する規則……………同

公 告

- 一般競争入札の公告……………（建設企画課）…306
- 行政監査の結果の公表……………（監査委員）…309

正 誤

規 則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第11号**

**山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年3月県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第1項中「第2条第1項の表第14項第16号」を「第2条第1項の表第12項第16号」に改め、同表第2項中「第2条第1項の表第29項第2号」を「第2条第1項の表第23項第2号」に改め、同表第3項中「第2条第1項の表第31項第25号」を「第2条第1項の表第25項第25号」に改め、同表第4項中「第2条第1項の表第34項第3号」を「第2条第1項の表第28項第3号」に改め、同表第5項中「第2条第1項の表第47項第11号」を「第2条第1項の表第38項第11号」に改め、同表第6項中「第2条第1項の表第48項第7号」を「第2条第1項の表第39項第7号」に改める。

第3条中「第2条第1項の表第15項」を「第2条第1項の表第13項」に改める。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第12号**

**山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和45年12月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「山形市長」を「市長」に改め、同項第1号へ中「タンダラスト」を「タンブラスト」に改め、同項第10号ロ中「研磨機」を「研磨機」に改め、同表第2項中「山形市長」を「市長」に改める。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第13号**

**山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例施行規則**

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例（平成24年3月県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（水道施設の増設又は改造の工事）

第2条 条例第2条の規則で定める水道施設の増設又は改造の工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 1日に給水することができる最大の水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

- (2) ちんでん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事  
(技術上の監督業務を行う者の資格)

第3条 条例第3条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業をした者（以下「第1号卒業者」という。）であって、当該卒業をした後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (2) 大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業をした者（以下「第2号卒業者」という。）であって、当該卒業をした後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号卒業者又は第2号卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号卒業者にあつては1年以上、第2号卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの  
(水道技術管理者の資格)

第4条 条例第4条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号卒業者又は第2号卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号卒業者にあつては1年以上、第2号卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (7) 第1号、第3号又は第4号に規定する学校において工学（土木工学を除く。）、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者にあつては6年以上、第4号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 第1号、第3号又は第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては5年以上、第3号に規定する学校を卒業した者にあつては7年以上、第4号に規定する学校を卒業した者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目、第3号若しくは第4号に規定する課程又は第7号若しくは前号に規定する学科目に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学

校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(11) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了している者

2 1日に給水することができる最大の水量が1,000立方メートル以下である専用水道（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道をいう。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第8号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第9号中「年数以上」とあるのは「年数の2分の1以上」と、同項第10号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、読み替えるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

山形県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第14号

##### 山形県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する規則（平成18年10月県規則第113号）の一部を次のように改正する。

第1条中「山形県認定こども園の認定の基準に関する条例」を「山形県認定こども園の認定の要件に関する条例」に改める。

第3条第1号中「法第3条第1項第1号」を「条例第3条第1項」に、「要件」を「要件（法第3条第2項第1号に掲げる基準に係るものに限る。）」に改め、同条第2号中「法第3条第1項第2号」を「条例第3条第1項」に、「要件」を「要件（法第3条第2項第2号に掲げる基準に係るものに限る。）」に改め、同条第3号中「法第3条第2項第1号ロ」を「条例第3条第2項」に、「要件」を「要件（法第3条第4項第1号に掲げる基準に係るものに限る。）」に、「受けた幼保連携施設」を「受けた幼保連携施設（同号ロに該当する施設に限る。）」に改める。

別記様式第5号中「第2項」を「第3項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第15号

##### 山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年12月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「、」に、「f) の定める」を「f) 並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）の定める」に、「沿岸漁業従事者等及び」を「沿岸漁業従事

者等、」に、「に対して」を「及び六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）に対して」に改める。

第2条第1項中「又は1認定中小企業者」を「、1認定中小企業者又は1促進事業者」に改め、同項の表(1)操船作業省力化機器等設置資金の項貸付けの対象となる費用の欄中「レーダー」を「サイドスラスターの設置費用、レーダー」に改め、同項貸付限度額の欄中「レーダー」を「サイドスラスターにあつては1台につき400万円、レーダー」に改め、同項償還期間等の欄中「9年以内（据置期間1年以内を含む。）」を「9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）」に改め、同表(2)漁ろう作業省力化機器等設置資金の項貸付けの対象となる費用の欄中「漁業用ソナーの設置費用、カラー魚群探知機の設置費用、海水冷却装置の設置費用、巻取りウインチの設置費用、放電式集魚灯の設置費用、漁業用クレーンの設置費用」を「巻取りウインチの設置費用、放電式集魚灯の設置費用、漁業用クレーンの設置費用、漁獲物等処理装置の設置費用、海水冷却装置の設置費用、海水殺菌装置の設置費用、漁業用ソナーの設置費用、カラー魚群探知機の設置費用、潮流計の設置費用」に改め、同項貸付限度額の欄中「1セットにつき80万円」を「1件につき500万円」に、「漁業用ソナーにあつては1台につき500万円、カラー魚群探知機にあつては1台につき150万円、海水冷却装置にあつては1台につき180万円、巻取りウインチにあつては1台につき70万円（知事が別に定める者に係る場合にあつては、300万円）、放電式集魚灯にあつては1セットにつき200万円、漁業用クレーンにあつては1台につき400万円）」を「巻取りウインチにあつては1台につき500万円、放電式集魚灯にあつては1セットにつき200万円、漁業用クレーンにあつては1台につき400万円、漁獲物等処理装置にあつては1台につき500万円、海水冷却装置にあつては1台につき180万円、海水殺菌装置にあつては1台につき300万円、漁業用ソナーにあつては1台につき500万円、カラー魚群探知機にあつては1台につき150万円、潮流計にあつては1台につき500万円）」に改め、同項償還期間等の欄中「9年以内（据置期間1年以内を含む。）」を「9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）」に改め、同表(3)補機関等駆動機器等設置資金の項貸付限度額の欄中「100万円」を「500万円」に改め、同項償還期間等の欄中「9年以内（据置期間1年以内を含む。）」を「9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）」に改め、同表(4)燃料油消費節減機器等設置資金の項貸付けの対象となる費用の欄中「漁船用環境高度化対応機関」を「漁船用環境高度化対応機関」に改め、同項償還期間等の欄中「9年以内（据置期間1年以内を含む。）」を「9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）」に改め、同表(5)新養殖技術導入資金の項貸付けの対象となる費用の欄中「餌料」を「餌料」に改め、同項償還期間等の欄中「5年以内（据置期間2年以内を含む。）」を「5年以内（据置期間2年以内を含む。）、六次産業化法第11条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）」に改め、同表(6)乗組員安全機器等設置資金の項貸付けの対象となる費用の欄中「、すべり止めの設置費用」及び「、船上トイレの設置費用」を削り、同項貸付限度額の欄中「、すべり止め又は」を「及び」に改め、「、船上トイレにあつては、30万円」を削り、同項償還期間等の欄中「。ただし、船上トイレにあつては、3年以内」を削り、同表(7)救命消防設備購入資金の項貸付けの対象となる費用の欄中「膨脹式救命いかだの購入費用、」及び「、救命浮環又は救命浮輪の購入費用、信号紅炎の購入費用」を削り、「レーダートランスポンダ」を「レーダートランスポンダの購入費用、小型漁船緊急連絡装置」に改め、同項貸付限度額の欄中「膨脹式救命いかだにあつては1台につき50万円、」を削り、「、救命浮環、救命浮輪、信号紅炎又は」を「及び」に、「60万円」を「60万円、レーダートランスポンダにあつては65万円、小型漁船緊急連絡装置にあつては1件につき130万円）」に改め、同表(8)漁船転覆防止機器等設置資金の項貸付けの対象となる費用の欄中「甲板口のコーミングの設置費用、甲板口の閉鎖装置の設置費用、」を「甲板上の魚そうを廃しこれに代えて設置する」に改め、同項貸付限度額の欄中「、甲板口のコーミング及び甲板口の閉鎖装置にあつては1基につき30万円、甲板下の魚そうにあつては1基につき」を「にあつては30万円、甲板上の魚そうを廃しこれに代えて設置する甲板下の魚そうにあつては」に改め、同表(9)漁船衝突防止機器等購入等資金の項貸付けの対象となる費用の欄中「購入」を「購入費用」に、「の設置費用」を「の購入費用又は設置費用」に改め、同項貸付限度額の欄中「にあつては、」を「の購入又は設置につきそれぞれ」に改め、同表(10)漁具損壊防止機器等購入資金の項貸付限度額の欄中「あつては、」を「あつては」に改め、同表(12)資源管理型漁業推進資金の項償還期間等の欄中「12年以内（据置期間3年以内を含む。）」を「12年以内（据置期間3年以内を含む。）、六次産業化法第11条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）」に改め、同表(13)環境対応型養殖業推進資金の項貸付けの対象となる費用の欄中「、投餌」を「、投餌」に改め、同欄イ中「投餌」を「投餌」に、「自動給餌機」を「自動給餌機」に、「餌料倉庫」を「餌料倉庫」に改め、同欄ハ中「餌料成分分析機」を「餌料成分分析機」に、「餌料の」を「餌料の」に改め、同項

償還期間等の欄中「12年以内（据置期間3年以内を含む。）」を「12年以内（据置期間3年以内を含む。）、六次産業化法第11条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）」に改め、

同条第2項中「償還期間等は」を「償還期間は」に改め、同項の表中

|       |
|-------|
| 償還期間等 |
|-------|

を

「償還期間」に改め、同表(3)婦人・高齢者活動資金の項貸付けの対象となる費用の欄中「餌料費」を

「餌料費」に改め、同条第3項の表(3)漁業経営開始資金の項貸付けの対象となる費用の欄中「餌料」を「餌料」に改める。

第3条中「又は1認定中小企業者」を「、1認定中小企業者又は1促進事業者」に改める。

第4条第1項中「又は認定中小企業者」を「、認定中小企業者又は促進事業者」に改める。

第5条第3項中「又は認定中小企業者」を「、認定中小企業者（団体である場合に限る。）又は促進事業者」に改める。

第6条第1項中「」を添えを「、六次産業化法第11条の規定により法の特例の適用を受けようとする場合にあつては当該事業計画書及び六次産業化法第6条第3項の認定総合化事業計画）を添え」に改める。

第7条第1項及び第10条第1項中「の規定により」を「又は六次産業化法第11条第1項の規定により」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 東日本大震災により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものに対して、東日本大震災の後平成28年3月31日までに県が貸し付けた沿岸漁業改善資金の償還期間及び据置期間は、第2条各項の表の資金の種類に応じて同表に規定する償還期間及び据置期間にそれぞれ3年を加えた期間以内の期間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第16号

山形県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第1号中「場合」を「場合又は登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつてその法定代理人が法人である場合」に改め、同項第2号中「又は外国人登録証明書の写し」を削り、同項第3号中「を含む」を「（法人である場合にあつてはその役員を含む。）を含む」に改め、同項第4号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

別記様式第14号裏中

|                                  |             |      |      |
|----------------------------------|-------------|------|------|
| 法定代理人の氏名等<br>（申請者が未成年者<br>である場合） | フリガナ<br>氏 名 | 住 所  | 電話番号 |
|                                  |             | 郵便番号 |      |

|                                                                           |             |             |      |
|---------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|------|
| 申請者が未成年者である場合の法定代理人の氏名等<br>(法定代理人が法人である場合においては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) | フリガナ<br>氏 名 | 住 所         | 電話番号 |
|                                                                           |             | 郵便番号        |      |
| 法定代理人が法人である場合のその役員の職氏名                                                    | 職 名         | フリガナ<br>氏 名 |      |
|                                                                           |             |             |      |

を

に改める。

別記様式第15号の2中「役員」を「役員・法定代理人(法人)の役員」に改める。

別記様式第16号中

|                |        |
|----------------|--------|
| 山形県証紙<br>ちよう付欄 | 3,000円 |
|----------------|--------|

を

|              |  |
|--------------|--|
| 山形県証紙<br>貼付欄 |  |
|--------------|--|

に、

「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「氏 名 ㊟」を 氏 名 ㊟

に、

|       |         |       |
|-------|---------|-------|
| 氏 名   | 生年月日    | 年 月 日 |
| 現 住 所 | 電 話 番 号 |       |
| 本 籍 地 |         |       |
| 勤 務 先 |         |       |

を

|         |              |                                                            |
|---------|--------------|------------------------------------------------------------|
| 生 年 月 日 |              | 写真貼付欄<br>(縦4センチメートル、横3センチメートル)<br>(上半身、無帽、無背景、3月以内に撮影したもの) |
| 住 所     | 郵便番号<br>電話番号 |                                                            |
| 勤 務 先   | 郵便番号<br>電話番号 |                                                            |

に改める。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項第2号及び第4号の改正規定は、同年7月9日から施行する。

山形県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第17号**

**山形県道路占用規則の一部を改正する規則**

山形県道路占用規則（昭和30年8月県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「第7条第9号」を「第7条第10号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第18号

##### 山形県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県営住宅条例施行規則（昭和37年4月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の次に次の1条を加える。

（入居者資格）

第1条の3 条例第5条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

（1）60歳以上の者

（2）障がい者（障害者基本法第2条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）で、その障がいの程度が次に掲げる障がいの種類に応じそれぞれに定める程度であるもの

イ 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

ロ 精神障がい（知的障がいを除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ハ 知的障がい ロに規定する精神障がいの程度に相当する程度

（3）戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの

（4）原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

（5）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（次条第4号ホにおいて「被保護者」という。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者（同号ホにおいて「支援給付受給者」という。）

（6）海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

（7）ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

（8）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

第2条第4号中「身体障害者その他」を「障がい者その他」に、「公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下この号において「政令」という。）第6条第1項」を「前条」に改め、同号イ中「政令第6条第1項第1号」を「前条第1号」に改め、同号ロ中「政令第6条第1項第2号」を「前条第2号イ」に、「あつては、」を「あつては」に、「写し」を「写し、同号ロの規定に該当する者にあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳の関係部分の写し」に改め、同号ハ中「政令第6条第1項第3号」を「前条第3号」に改め、「（昭和38年法律第168号）」を削り、同号ニ中「政令第6条第1項第4号」を「前条第4号」に改め、「（平成6年法律第117号）」を削り、同号ホを次のように改める。



ホ 前条第5号の規定に該当する者にあつては、被保護者又は支給給付受給者であることを証する書類又はこれらの写し

第2条第4号へ中「政令第6条第1項第6号」を「前条第6号」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に56歳以上である者に対する改正後の第1条の3第1号の規定の適用については、同号中「60歳以上の者」とあるのは、「平成24年4月1日前に56歳以上である者」とする。

## 告 示

### 山形県告示第251号

平成11年3月県告示第312号（騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定）は、平成24年3月31日限り廃止する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第252号

昭和49年10月県告示第1427号（騒音規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項中「米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、」を削る。

### 山形県告示第253号

平成16年3月県告示第383号（悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1第1項第1号から第5号までを削り、同項第6号イ中「用途地域」を「都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域（以下「用途地域」という。）」に改め、同号を同項第1号とし、同項第7号から第11号までを5号ずつ繰り上げる。

第2第1項中第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、第7号から第15号までを5号ずつ繰り上げる。

### 山形県告示第254号

山形県認定こども園の認定の基準及び運営の基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県認定こども園の認定の基準及び運営の基準に関する規程の一部を改正する規程

山形県認定こども園の認定の基準及び運営の基準に関する規程（平成18年10月県告示第932号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程

目次中「認定の」を「認定の要件に係る」に、「第14条」を「第15条」に改める。

第1条中「山形県認定こども園の認定の基準に関する条例」を「山形県認定こども園の認定の要件に関する条例」に、「第3条」を「第3条各項」に、「認定の」を「要件に係る」に改める。

第2条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定

に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

「第2章 認定の基準」を「第2章 認定の要件に係る基準」に改める。

第5条第3項第1号中「幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園において、」を削る。

第14条の次に次の1条を加える。

（表示義務）

第15条 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 山形県告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地       | 指定年月日      |
|-----------|--------------------------|------------------|------------|
| ナースケア山形   | 訪 問 看 護                  | 山形市双葉町二丁目4番35号   | 平成23.12.22 |
| 鶴岡ひまわり薬局  | 特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売 | 鶴岡市日枝字海老島161番地の2 | 平成24.3.1   |

#### 山形県告示第256号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称      | 所 在 地            | 認 定 期 間                     |
|----------|------------------|-----------------------------|
| 最上町立最上病院 | 最上郡最上町大字向町64番地の3 | 平成24年4月1日から<br>平成27年3月31日まで |

#### 山形県告示第257号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類      | 廃止年月日     |
|----------------------|----------------------------|--------------|-----------|
| アークランドサカモト株式会社       | ホームセンタームサン南陽店<br>南陽市長岡2059 | 特定介護予防福祉用具販売 | 平成24.3.31 |

**山形県告示第258号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|--------------------|----------------------------|----------|-------------|
| アークランドサカモト株式会社     | ホームセンタームサシ南陽店<br>南陽市長岡2059 | 特定福祉用具販売 | 平成24. 3. 31 |

**山形県告示第259号**

昭和54年12月県告示第2134号（沿岸漁業改善資金の借受資格者）の一部を次のように改正する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項の表(1)操船作業省力化機器等設置資金の項借受資格者の欄中「(という。)」を「(という。）」、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第5条第4項第3号に掲げる措置を行う同法第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）に改め、同表(12)資源管理型漁業推進資金の項借受資格者の欄中「支援認定中小企業者」を「支援認定中小企業者、促進事業者」に改める。

**山形県告示第260号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、馬の馬伝染性貧血、鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢並びに蜜蜂の腐蛆病の発生を予防し、並びに牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため。

2 実施する区域

県内全域。ただし、3の表牛のブルセラ病及び結核病の検査の項の1及び2に掲げる牛のブルセラ病及び結核病の検査並びに同表牛のヨーネ病の検査の項の1及び2に掲げる牛のヨーネ病の検査にあつては、米沢市、酒田市（平成17年10月31日における飽海郡八幡町、松山町及び平田町の区域に限る。）、上山市、天童市、尾花沢市、南陽市、東村山郡中山町、最上郡最上町、同郡大蔵村及び飽海郡遊佐町の区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査にあつては、生後6か月未満の牛を除く。

| 区 分             | 家 畜 の 種 類 及 び 範 囲                                                                                                                                        |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 牛のブルセラ病及び結核病の検査 | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛（4に該当するものを除く。）<br>2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3及び4に該当するものを除く。）<br>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（自家用牛に種付けするものを除く。）<br>4 3の牛と同一施設内で飼養している牛 |

|                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 牛のヨーネ病の検査                                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛（4から7までに該当するものを除く。）</li> <li>2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3から7までに該当するものを除く。）</li> <li>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（5から7までに該当するもの及び自家用牛に種付けするものを除く。）</li> <li>4 3の牛と同一施設内で飼養している牛</li> <li>5 共同牧野等に放牧する牛</li> <li>6 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛で県外から移動したもの</li> <li>7 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移動したもの</li> </ol> |
| 馬の馬伝染性貧血の検査                              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬</li> <li>2 競技用馬及び乗用馬</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査                  | 種卵を採取することを目的として飼養している鶏                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 蜜蜂の腐蛆病の検査                                | 県外へ移出する採蜜用の蜜蜂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査 | 実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越夏していない牛                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

#### 4 実施の期日及び場所

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

#### 5 検査の方法

- (1) 牛のブルセラ病の検査にあつては、急速凝集反応法による検査、酵素免疫測定法による検査、補体結合反応検査、疫学的検査及び臨床検査
- (2) 牛の結核病の検査にあつては、ツベルクリン皮内注射法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (3) 牛のヨーネ病の検査にあつては、酵素免疫測定法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (4) 馬の馬伝染性貧血の検査にあつては、寒天ゲル内沈降反応検査、疫学的検査及び臨床検査
- (5) 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査にあつては、凝集反応検査
- (6) 蜜蜂の腐蛆病の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (7) 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査にあつては、血清学的検査

#### 山形県告示第261号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため。

#### 2 実施する区域

県内全域

#### 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満24日以上で死亡した牛の死体（家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。）

#### 4 実施の期日

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

5 実施の場所

山形市大字中野字的場936番地（山形県家畜死体保冷保管施設）。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合は、その場所

6 検査の方法

酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

山形県告示第262号

山形県民の森条例（昭和56年7月県条例第27号）第4条第2項の規定により、山形県民の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用日及び利用時間

| 施 設 名                                   | 利 用 日                                                                                                   | 利 用 時 間                                                     |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 森林学習展示館<br>森の工房「む・う・ぶ」<br>フィールドアスレチック施設 | 4月29日から5月6日までの日                                                                                         | 午前9時から午後4時30分まで                                             |
|                                         | 5月7日から6月30日までの日（月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。） | 午前9時から午後4時30分まで                                             |
|                                         | 7月1日から7月19日までの日（月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）                                           | 午前8時45分から午後5時まで                                             |
|                                         | 7月20日から8月31日までの日                                                                                        | 午前8時45分から午後5時まで                                             |
|                                         | 9月1日から9月30日までの日（月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）                                           | 午前8時45分から午後5時まで                                             |
|                                         | 10月1日から11月30日までの日（月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）                                         | 午前9時から午後4時まで                                                |
| 野営場                                     | 7月1日から9月30日までの日                                                                                         | 宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後4時30分まで、宿泊を伴う利用にあつては午前10時から翌日の午前10時まで |

2 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

山形県告示第263号

山形県民の森条例（昭和56年7月県条例第27号）第6条第2項の規定により、山形県民の森の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 施設名           | 区分 | 利用料金 |         |
|---------------|----|------|---------|
|               |    | 一般   | 小学生・中学生 |
| フィールドアスレチック施設 | 個人 | 無料   | 無料      |
|               | 団体 | 無料   | 無料      |

備考 この表において、「団体」とは、20人以上をいう。

## 2 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 山形県告示第264号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 施行者の名称

新庄市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新庄都市計画下水道事業

(2) 名称 新庄公共下水道

## 3 変更の内容

設計の概要及び事業施行期間の変更

## 4 事業施行期間

昭和57年3月5日から平成31年3月31日まで

## 山形県告示第265号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 施行者の名称

三川町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 三川都市計画下水道事業

(2) 名称 三川町公共下水道

（最上川下流流域下水道（庄内処理区）三川町流域関連特定環境保全公共下水道）

## 3 変更の内容

設計の概要の変更

## 4 事業施行期間

平成5年10月29日から平成28年3月31日まで

## 山形県告示第266号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 施行者の名称

遊佐町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 遊佐都市計画下水道事業

(2) 名称 遊佐公共下水道

## 3 変更の内容

## (1) 事業地

収用の部分

平成2年告示第1460号、平成6年告示第1195号、平成9年告示第60号、平成12年告示第540号、平成15年告示第292号及び平成19年告示第126号の事業地から字京田、字丸の内、字前田、字道ノ下、字下高砂、字前ノ坪、字上曾根田、字色田及び字草刈道、大字吉出字横道、字古屋敷、字仲道及び字堰中瀬、大字野沢字大門、字北谷地、字深田及び字境田、大字富岡字道内、字下家ノ前及び字前田、大字北目字楯ノ内、字宮ノ下、字横道、字堀切、字筋田、字丸沼、字離松、字菅野谷地及び字石淵、大字江地字沼田並びに大字菅里字菅野を削る。

同事業地のうち字油田の事業地を変更する。

## (2) 設計の概要及び事業施行期間の変更

## 4 事業施行期間

平成2年11月9日から平成31年3月31日まで

## 山形県告示第267号

昭和49年12月県告示第1941号（山形県屋外広告物条例に基づく指定地域）の一部を次のように改正し、平成24年3月24日から施行する。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項第4号中「東田川郡羽黒町大字手向字手向」を「鶴岡市羽黒町手向字手向」に改め、同項第5号中「東田川郡羽黒町字羽黒山」を「鶴岡市羽黒町手向字羽黒山」に改める。

第3項第1号ヌ中「から」を「(いらがわインターチェンジ及び三瀬インターチェンジを除く。)から」に改め、同号中ヌをカとし、リの次に次のように加える。

ヌ 同 三瀬水沢線（起点から鶴岡市道三瀬9号線との接点（柳橋東側）までの区間に限る。）

ル 鶴岡市道 三瀬水無線（起点から鶴岡市道水無6号線の起点までの区間に限る。）

ヲ 同 三瀬9号線（一般県道三瀬水沢線との接点（柳橋東側）から鶴岡市道三瀬水無線との接点までの区間に限る。）

ワ 同 水無6号線（起点から高速自動車国道との接点までの区間に限る。）

第4項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

**議 会 関 係****規 則**

山形県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月21日

山形県議会議長 平 弘 造

## 山形県議会議規則第1号

## 山形県議会議規則の一部を改正する規則

山形県議会議規則（昭和62年3月県議会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「会議時間」を「会議」に、「から午後4時までとする」を「に開く」に改め、同項ただし書中「繰上げ又は延長する」を「繰り上げる」に改め、同条第2項中「会議時間」を「開議時刻」に改め、「又は延長」を削る。

第54条中「2回」を「3回」に改める。

第118条第2項中「によつて速記する」を「その他議長が適当と認める方法によつて記録する」に改める。

別表山形県議会政策提言会議の項構成員の欄中「景気・雇用対策特別委員長、行財政改革・危機管理対策特別委員長、少子・高齢化対策特別委員長」を「エネルギー・危機管理対策特別委員長、産業振興・雇用創出対策特別委員長、人口減少社会対策特別委員長」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県建設事業情報総合管理システム再構築に係る基本設計業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年3月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成24年5月1日（火） 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県建設事業情報総合管理システム再構築に係る基本設計業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成24年11月30日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を入札書とともに提出すること。

### 3 入札参加者の資格

(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) JIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受け、又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。



- (6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、山形県建設事業情報総合管理システムと類似のシステムに係る開発業務を受託した実績があること（共同企業体の構成員として当該業務を受託し、当該業務の主たる部分を実施した実績があることを含む。）を証明できること。
  - (7) 山形県建設事業情報総合管理システムと類似のシステムに係る開発業務に従事した実績がある技術者を1人以上配置できること。
  - (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
  - (9) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)及び(7)の要件を満たしていること。
  - (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
  - (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 電話番号023(630)2685
  - 5 入札保証金及び契約保証金
    - (1) 入札保証金 免除する。
    - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
  - 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
  - 7 落札者の決定の方法
    - (1) 落札者の決定方法
      - イ 次に掲げる要件を全て満たす者のうち、落札者決定基準により算定された技術点及び入札価格による価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。
        - (イ) 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。
        - (ロ) 提案書の内容に落札者決定基準で指定する必須記載項目が全て含まれていること。
      - ロ イの合計点の最も高い者が2以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。  
なお、それぞれの技術点と価格点と同じ場合は、入札価格が低い者を落札者とする。  
さらに、入札価格も同額の場合は、入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
      - ハ この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）の規定による山形県低入札価格調査制度を適用することから、イ又はロにより落札者となるべき者が低入札調査要綱第3条の規定により定める調査基準価格（以下「基準価格」という。）を下回る価格の入札をした場合には、低入札調査要綱第6条第2項の規定による調査（以下「履行適合調査」という。）をしたうえで落札者を決定することとする。
        - ニ 履行適合調査の結果、当該入札価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合は、当該入札価格の入札者を落札者とする。当該入札価格によっては契約の内容に適合する履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該入札価格の入札者を落札者とせず、イの合計点が次順位の者を落札者に決定する。
        - ホ 当該次順位の者が基準価格を下回る価格の入札をした者であった場合は、ハ及びニを準用し落札者を決定するものとする。
        - ヘ 落札決定のときまでに3に掲げる資格を満たさなくなった者は、落札者としなす。
    - (2) 技術点及び価格点の配分 点数については500点満点とし、うち技術点を250点、価格点を250点とする。
    - (3) 技術点の評価方法 提案書の内容について評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、技術点を付与する。
    - (4) 価格点の評価方法 入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。  
価格点 = 250点 × (1 - 入札価格 × 1.05 / 予定価格)
  - 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 9 その他
    - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申

請書及び3の(5)から(7)までに係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(5)、(9)及び(10)に係る事項を証明する書類。以下「証明書等」という。）を平成24年4月12日（木）午後4時までに山形県県土整備部建設企画課システム開発担当に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required : Basic Development Designs for Yamagata Prefecture Public Works Information Management System : 1 set
  - (2) Time-limit for tender : 10:00 A.M. May 1, 2012
  - (3) Contact point for the notice : Construction Planning Division, Land Maintenance Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2685
-

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年3月21日

|         |   |   |       |   |
|---------|---|---|-------|---|
| 山形県監査委員 | 舩 | 山 | 現     | 人 |
| 山形県監査委員 | 広 | 谷 | 五郎左エ門 |   |
| 山形県監査委員 | 小 | 山 | 壽     | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |       | 香 |

## 第1 監査の概要

### 1 監査のテーマ

「NPOとの協働について」

### 2 監査の趣旨及び目的

第3次山形県総合発展計画において、「緑と心が豊かに奏であい 一人ひとりが輝く山形」を基本目標としており、これからの県づくりの基本方向の視点として、「県民起点・県民との対話と協働」を重視している。これに基づき、県は各種施策の実施にあたっては、地域やNPO、ボランティア、企業など県内の多様な主体との協働を推進している。

さらに、地域主権時代の県政運営方針（山形県行財政改革推進プラン）においても、地域主権時代に対応した「県民参加・協働による県づくり」の推進を目指しており、「県民、NPO等との連携・協働」を行政改革の主要な取組みの一つとしている。

また、近年「新たな公」や「新しい公共」といった言葉に表されるように、地域課題の解決や、地域活性化の主体となるNPOやボランティアなどとの協働が注目されている。

これらのことから、県とNPOとの協働事業（以下「協働事業」という。）の現状について把握し、NPOが活動しやすい環境が整備されているか、協働事業が適切に執行されているかなど、県の事務について監査し、今後のNPOとの協働の推進に資することを目的とする。

【NPO】：Non-profit Organizationの略。民間非営利組織。ボランティア団体や市民活動団体など社会貢献活動を行う団体及び特定非営利活動法人。

【NPO法人】：特定非営利活動促進法に基づいて設立の認証を受けた法人。

### 3 監査対象事業及び機関

#### (1) 監査対象事業

監査対象は、協働事業に対する県の基本的な方針や推進施策及び、「平成22年度NPOとの協働事業にかかる現況調査（生活環境部生活文化課調査）」（以下「現況調査」という。）に記載された126の協働事業の中から、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。）に基づき組織が認証され、責任が明確であるNPO法人との協働事業のうち、事業内容や協働の形態等を勘案して選定した38件の協働事業とした。（P325別紙参照）

#### (2) 監査対象機関

監査対象機関は、協働事業の推進担当課である生活環境部生活文化課及び監査対象事業の実施担当課である知事部局の6部12課4総合支庁と教育庁の3課とした。

### 4 監査の着眼点

推進担当課においては、協働推進の基本計画や指針を策定し、それらに基づき推進体制や施策が整備され、NPO法人が活動しやすい環境が整備されているか、事業実施担当課においては、それぞれの協働事業が基本計画等に基づき適切に執行されているのかを着眼点とし、それぞれ次の項目について監査を実施した。

#### (1) 推進担当課

- ア 協働事業に関する推進計画や指針は整備されているか
- イ 協働事業の全庁的な推進体制は整備されているか
- ウ NPO活動への支援策は実施されているか

エ NPO法人との協働事業に積極的に取り組んでいるか

(2) 事業実施担当課

- ア 協働事業の実施前の検討は十分に行われているか
- イ 協働先の調査、選定方法は適切に行われているか
- ウ 事業実施におけるNPO法人との協議、役割分担等は適切に行われているか
- エ 事業終了後の事業評価が適切に行われているか

5 監査の実施期間

監査は、平成23年10月から平成24年3月に実施した。

6 監査の実施方法

推進施策及び監査対象事業について、あらかじめ監査調書の提出を求め、監査委員事務局による予備監査を実施した。これらの結果を踏まえ、書面による委員監査を実施した。

また、監査対象事業の協働先であるNPO法人（53法人）に対して、郵送によるアンケート調査を実施した。

第2 監査の結果

I及びIIについては、協働事業の推進担当課である生活環境部生活文化課を対象とした監査の結果である。また、IIIについては、事業実施担当課を対象とした監査の結果であり、IVについては、相手方NPO法人に対するアンケート結果である。

I NPO法人の状況

1 認証状況

(1) 認証数

東北各県及び全国のNPO法人の認証数（平成23年3月31日現在）は表1のとおりである。

県内で認証を受けているNPO法人は358法人であり、人口10万人当たりの認証数30.8は、全国平均より2.3ポイント低いが、東北では最も多い状況にある。

（表1）各県のNPO法人の認証数

|           | 山形県  | 青森県  | 岩手県  | 宮城県  | 秋田県  | 福島県  | 東北    | 全国     |
|-----------|------|------|------|------|------|------|-------|--------|
| 認証数       | 358  | 299  | 350  | 586  | 264  | 567  | 2,424 | 42,387 |
| 人口10万人当たり | 30.8 | 21.9 | 26.4 | 25.0 | 24.5 | 28.0 | 26.0  | 33.1   |

(2) 年度別認証数

過去10年の年度別認証数は、表2のとおりである。

21件から59件で推移しており、平成18年度までは増加傾向にあったが、平成19年度以降は減少傾向にある。解散・取消数は、平成17年度に2件発生以降、増加傾向にある。

（表2）年度別認証数

|        | 13 | 14 | 15  | 16  | 17  | 18  | 19  | 20  | 21  | 22  |
|--------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 認証数    | 21 | 35 | 47  | 40  | 41  | 59  | 34  | 29  | 31  | 22  |
| 解散・取消数 | 0  | 0  | 0   | 0   | 2   | 3   | 3   | 4   | 8   | 7   |
| 累計     | 47 | 82 | 129 | 169 | 208 | 264 | 295 | 320 | 343 | 358 |

2 活動分野

NPO法人が活動している分野は、NPO法第2条第1項別表に定める「保健・医療・福祉」「社会教育」「まちづくり」など17分野である。活動分野別のNPO法人数は、表3のとおりである。

活動分野の多い順に見ると、県内では、①保健・医療・福祉（63.7%）、②まちづくり（55.6%）、③子どもの健全育成（52.5%）、④社会教育（47.8%）、⑤NPO支援（38.3%）であり、全国では、①保健・医療・福祉（57.7%）、②NPO支援（46.5%）、③社会教育（46.4%）、④子どもの健全育成（41.8%）、⑤まちづくり（41.7%）である。県内、全国で順位に差はあるものの上位5分野は同じである。

県内の特徴は、全国と比べて「まちづくり」が13.9ポイント高く、「NPO支援」（中間支援組織）が8.2ポイ

ント低い状況となっている。

（表3）活動分野別法人数

| 活 動 分 野      | 山 形 県 |        | 全 国    |        |
|--------------|-------|--------|--------|--------|
|              | 法人数   | 割合 (%) | 法人数    | 割合 (%) |
| 保健・医療・福祉     | 228   | 63.7   | 24,446 | 57.7   |
| 社会教育         | 171   | 47.8   | 19,671 | 46.4   |
| まちづくり        | 199   | 55.6   | 17,675 | 41.7   |
| 学術文化・芸術・スポーツ | 106   | 29.6   | 14,261 | 33.6   |
| 環境保全         | 117   | 32.7   | 12,198 | 28.8   |
| 災害救助         | 37    | 10.3   | 2,694  | 6.4    |
| 地域安全         | 55    | 15.4   | 4,363  | 10.3   |
| 人権擁護・平和推進    | 57    | 15.9   | 6,769  | 16.0   |
| 国際協力         | 44    | 12.3   | 8,264  | 19.5   |
| 男女共同参画       | 44    | 12.3   | 3,569  | 8.4    |
| 子どもの健全育成     | 188   | 52.5   | 17,724 | 41.8   |
| 情報化社会        | 34    | 9.5    | 3,921  | 9.3    |
| 科学技術         | 17    | 4.7    | 2,198  | 5.2    |
| 経済活動         | 59    | 16.5   | 6,373  | 15.0   |
| 職業能力         | 76    | 21.2   | 8,862  | 20.9   |
| 消費者保護        | 17    | 4.7    | 2,538  | 6.0    |
| NPO支援        | 137   | 38.3   | 19,700 | 46.5   |
| 合 計          | 358   | —      | 42,387 | —      |

注 1 法人が複数の種類を活動分野とすることができる。割合 (%) は、法人数合計に占める割合である。

## II 協働事業推進のための環境整備の状況

### 1 協働事業に関する県の取組方針

協働事業に関する県の基本的な考え方は、平成15年2月に策定された「NPOとの協働を進めるために（協働の指針）」（以下「協働の指針」という。）で示された。また、平成19年3月には、県との協働事業だけでなくNPOなどが主体的に行う公益活動を推進するため「山形県公益活動推進計画」（以下「推進計画」という。）が策定され、この中でNPOが主体的に行う公益活動に対する支援策や、協働事業に対する推進方向等が示された。これらの指針及び計画に基づき、平成20年3月に、協働に取り組む際の参考として活用する「NPOとの協働ガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）が作成されている。

#### (1) 山形県公益活動推進計画

「自らの地域は自らの力で創造するという志を持ちながら、“ともに参加し、協治する”地域社会の実現」を目指すため、NPOなどの県民等が主体的に行う公益活動の活発化を図ることを趣旨とした、推進計画が平成19年3月に策定されている。推進計画の概要は次のとおりである。

【協治】：協働して、治める。この計画では、地域のさまざまな主体が協働して、地域を経営していくという意味で使われている。

#### ア 基本目標と基本的施策

推進計画では、次の4点を基本目標として基本的施策を掲げている。

- ① 公益活動に対する県民等の理解及び参加の促進  
県民等への普及・啓発、公益活動への参加を促す仕組みづくり など
- ② 活動基盤の整備  
公益活動を県民等が支える仕組みづくり、安定的な経営基盤の整備 など
- ③ 活動環境の整備  
中間支援機能の整備、活動拠点の確保、優遇税制 など
- ④ 県民等との行政のパートナーシップの確立  
協働を円滑に進めるためのマニュアル等の策定、新たな協働の仕組みづくり など

## イ 推進計画の推進体制

公益活動の活性化に係る各種施策の推進について、県民から幅広い意見や協力を求めるため「山形県NPO推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を、庁内の推進組織として「山形県公益活動推進連絡会議」（以下「連絡会議」という。）及び「パートナーシップ推進員会議」をそれぞれ設置している。

## ウ 計画期間

推進計画は、平成19年度を初年度とした平成23年度までの5年間である。

## エ 計画の見直し

現計画の策定から5年経過し、これまでの施策の成果と課題を踏まえ、新たに「山形県社会貢献活動推進計画(仮称)」を検討しており、平成24年3月末までに策定される見込みである。

## (2) 協働の指針

平成10年12月にNPO法が施行され、NPO法人が制度化されたことにより、NPO活動のより一層の展開を進めるとともに、NPOとの協働を全庁的に、更に全県的に推進していくため、平成15年2月に協働の指針が、推進計画に先立ち策定されている。

このなかでは、協働に関する基本的な考え方、協働による事業の進め方、協働を推進するための環境づくり等に関する指針が示されている。

## (3) NPOとの協働ガイドブック

推進計画、協働の指針で示された協働の手続きをより具体化し、県の担当者が協働に取り組む際の参考として活用できるよう、これまでに蓄積されてきた協働のノウハウを生かして、平成20年3月にガイドブックが作成されている。

ガイドブックでは、①協働の背景・意義、②協働に当たっての留意点、③協働の進め方（基本的手順・流れ）、④協働の事例等が示されている。

## 【協働の定義】：

## (協働の指針)

「協働」とは、共通の目的を達成するために、NPOと行政がお互いの特性を認識・尊重し合い、意思の疎通を図りながら、共通する領域の課題の解決に向けて協力・協調する関係をいいます。

## (ガイドブック)

県とNPOなど、様々な異なる主体同士が、問題意識を共有する社会的課題の解決に向け、個別に取り組むよりも高い成果を得るために、様々な方法で協力・協調すること。

## (4) NPOとの協働事業

協働の指針が策定され、協働に関する基本的な考え方や事業の進め方が示されたことにより、協働事業に対して積極的な取組みが見られるようになってきている。

NPOとの協働事業の推移は、現況調査によると表4のとおりであり、基金設置に伴うNPOへの助成等支援策を進めてきたことなどから、事業数及び事業費は年々増加している。

(表4) 年度別協働事業数等

(単位：件、千円)

| 年 度   | 16       | 17       | 18       | 19       | 20       | 21       | 22       | 23          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-------------|
| 事 業 数 | 59       | 67       | 74       | 81       | 86       | 104      | 126      | 136         |
| 事 業 費 | 251, 140 | 310, 177 | 327, 868 | 240, 454 | 676, 530 | 602, 175 | 869, 277 | 1, 013, 394 |

## 2 全庁推進体制の状況

庁内の推進体制として、推進担当課を中心に事業を推進するための体制が整備されている。

## (1) 推進担当課

推進担当課である生活環境部生活文化課では、課内室である県民活動プロスポーツ支援室が主にその実務を担っている。推進計画の策定や見直しを行うとともに、推進計画に基づく事業の推進を図るため、推進委員会や連絡会議の事務局を担当し、各種支援事業の実施のほか、平成16年度から県行政における協働事業の

状況を把握するため、県関係部局を対象に現況調査を実施し、その結果を毎年度公表することにより協働事業の周知に努めている。

## (2) 庁内推進体制

県行政全体の推進体制として、知事部局、教育庁、病院事業局、県警本部の関係課・室の長で構成された連絡会議を平成20年9月に設置している。

年2回開催し、NPOの現状説明や、優良協働事業の紹介、推進計画の進捗状況の説明等全庁的な取組みを推進している。

## 3 NPO法人への支援状況

推進計画で示された公益活動を推進するため、NPO法人の活動環境の整備や広報啓発、さらに財政的支援を行うための基金を設置している。

### (1) 活動環境の整備

#### ア NPO中間支援機能の強化

NPO法人の公益活動を支え、全県的な中間支援機能を強化するため、県内4地区のNPO中間支援組織によるネットワーク連絡会を運営し、様々な分野の専門家と連携しながら、提言機能の強化やNPO評価についての検討及び実践や、人材育成支援を行っている。

また、各地域のNPO中間支援機能を強化するため、経理や労務管理の知識を持つアドバイザー8名を地域のNPO中間支援組織に配置し、地域のNPO法人への組織運営上のアドバイスや地域課題を踏まえた研修会を開催している。

【NPO中間支援組織】：NPOと県民、企業、行政等の間に立ち、多方面からNPO活動を支援する組織。NPOへの支援を目的とするNPOを指すことが多く、NPOの設立や運営に関する助言や指導を行っている。主な中間支援機能として、情報収集・発信、相談、人材育成、マネジメント能力の向上支援等がある。

#### イ 山形県NPO支援センターの設置

それぞれの分野のNPOや専門家との交流、連携を図る場として、県は「山形県NPO支援センター」を設置し、NPO法人6団体を含め9団体に活動の場を提供している。

所在地 山形市城西町一丁目7番19号

開設 平成12年12月

#### ウ 広報啓発

ホームページ「山形発！ボランティア&NPO情報ページ」を開設し、NPOに情報発信の場を提供するとともに、県民のNPO活動への参加を促進している。

ホームページでは、NPO法人の情報公開を促進するため、定款や事業報告書等の公開や、NPOや県民との交流や相互理解、連携のきっかけとなる場を提供するほか、NPOのブログ立上げを支援している。

#### エ 支援税制

「特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（平成17年7月山形県条例第73号）」に基づき、法人の設立を促進・支援するため、法人県民税の均等割、不動産取得税及び自動車取得税の課税免除を行っている。

## (2) 山形県社会貢献活動促進基金

### ア 基金の概要

NPO法人その他の社会貢献活動を行う団体への支援、これらの団体を社会全体で支える気運の醸成その他の社会貢献活動の促進に関する施策を実施するため、平成20年4月に「山形県社会貢献活動促進基金」（愛称：やまがた社会貢献基金。以下「基金」という。）が設置された。

県民（企業、団体、個人）から寄附を募り、県及び関係機関の拠出金とともに基金に積み立てられており、広く県民から寄附を募るため、法人税の損金算入や所得税の寄附金控除等の税制上の優遇措置等が講じられている。

これらを原資に、NPO等が行う社会貢献活動に対する助成や、制度のPR等を行う制度推進事業が実

施されている。

平成22年度末までに133件、175,812千円の寄附が寄せられ、107件、81,871千円の助成が行われている。平成22年度末の基金残高は、県民からの寄附金や県及び関係機関からの拠出金等も含め、329,747千円となっている。（表5参照）

（表5）基金の状況 （金額単位：千円）

| 区 分   |        | 20年度    | 21年度    | 22年度    | 合 計     |         |
|-------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 繰入    | 寄 附    | 件数      | 50      | 42      | 41      | 133     |
|       |        | 金額      | 110,776 | 32,535  | 32,501  | 175,812 |
|       | 拠出金等   | 拠出者     | 山形県     | 民都機構    | 内閣府交付金  |         |
|       |        | 金額      | 55,550  | 50,000  | 142,000 | 247,550 |
|       | 利 子    | 金額      | 170     | 108     | 85      | 363     |
| 繰入れ額計 |        | 166,496 | 82,643  | 174,586 | 423,725 |         |
| 取崩    | 助 成    | 件数      | 21      | 37      | 49      | 107     |
|       |        | 金額      | 16,601  | 24,829  | 40,441  | 81,871  |
|       | 制度推進事業 | 金額      | 5,161   | 4,253   | 2,693   | 12,107  |
|       | 取崩し額計  |         | 21,762  | 29,082  | 43,134  | 93,978  |
| 年度末残高 |        | 144,734 | 198,295 | 329,747 |         |         |

民都機構：財団法人民間都市開発推進機構

イ 平成22年度の状況

平成22年度は、寄附は41件の申し込みがあり、件数は団体支援寄附と一般寄附が多くなっているが、金額は団体支援寄附とテーマ希望型寄附がほぼ同額となっており、一般寄附は少ない。

助成は49件の事業に対して実施され、そのうち30件の事業がNPO法人による事業となっている。（表6参照）

また、制度推進事業として、「やまがた社会貢献基金ニュース」を2回発行し、基金を活用した助成事業や基金登録団体の紹介を行ったほか、基金事業を紹介する専用ホームページの運営や助成事業の成果報告集の作成を行い、県民への基金の周知に努めた。

（表6）平成22年度の状況

寄附 （金額単位：千円）

| 区 分      | 内 容                                 | 件数 | 金額     |
|----------|-------------------------------------|----|--------|
| 団体支援寄附   | 基金登録団体の中から、応援したい団体を選び、その希望を添えて寄附    | 19 | 16,005 |
| テーマ希望型寄附 | 「こんな事業のために使って欲しい」という希望を添えて寄附        | 4  | 15,965 |
| 一般寄附     | 希望が特になく、公益的な活動を全般にわたって応援したいと思う場合の寄附 | 18 | 531    |
| 合 計      |                                     | 41 | 32,501 |

助成 （金額単位：千円）

| 区 分    | 内 容                                                        | 件数                                          | 金額     | うちNPO法人 |        |
|--------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|--------|---------|--------|
|        |                                                            |                                             |        | 件数      | 金額     |
| 団体支援助成 | 基金に登録した団体が実施する事業の中から、支援したい団体の事業を希望して寄附をいただき、その希望を考慮して助成    | 11                                          | 14,272 | 7       | 11,946 |
| 協働助成   | テーマ希望型寄附金をいただいた寄付者の希望するテーマに沿った事業企画提案を募集し、その中から優れた提案を選定して助成 | 28                                          | 21,519 | 15      | 12,161 |
|        | 一般型                                                        | 2部門（県政課題・自由提案）で事業企画提案を募集し、その中から優れた提案を選定して助成 | 10     | 4,650   | 8      |
| 合 計    |                                                            | 49                                          | 40,441 | 30      | 28,107 |



Ⅲ 監査対象事業の状況

監査にあたっては、ガイドブックを参照し、ガイドブックの「協働の進め方」に従い事業が進められているかを中心に実施した。

1 監査対象事業の協働の状況

(1) 部局別対象事業数

今回の監査対象38事業（P325別紙参照）を部局別にみると、表7のとおりである。

なお、協働の相手方NPO法人数は、38事業のうち複数の法人と協働している事業もあるため、53法人である。

(表7) 部局別事業数

(金額単位：千円)

| 部 局                   | 平成22年度<br>現況調査 | 監 査 対 象 事 業 |         |                |
|-----------------------|----------------|-------------|---------|----------------|
|                       | 事業数            | 事業数         | 事業費     | うちNPOへの<br>支出額 |
| 企 画 振 興 部<br>(H22総務部) | 5              | 2           | 6,956   | 6,219          |
| 生 活 環 境 部             | 30             | 8           | 121,023 | 76,624         |
| 子 育 て 推 進 部           | 6              | 4           | 25,246  | 24,982         |
| 健 康 福 祉 部             | 14             | 3           | 9,700   | 9,700          |
| 商 工 観 光 部             | 9              | 3           | 6,920   | 6,920          |
| 農 林 水 産 部             | 5              | 1           | 2,512   | 2,512          |
| 県 土 整 備 部             | 4              | 0           | 0       | 0              |
| 病 院 事 業 局             | 1              | 0           | 0       | 0              |
| 村 山 総 合 支 庁           | 7              | 4           | 14,107  | 11,162         |
| 最 上 総 合 支 庁           | 5              | 1           | 194     | 194            |
| 置 賜 総 合 支 庁           | 15             | 2           | 7,280   | 6,832          |
| 庄 内 総 合 支 庁           | 15             | 5           | 34,311  | 15,714         |
| 教 育 庁                 | 9              | 5           | 35,218  | 20,800         |
| 警 察 本 部               | 1              | 0           | 0       | 0              |
| 合 計                   | 126            | 38          | 263,467 | 181,659        |

(2) 協働の類型

今回の監査対象事業である38事業について協働の類型（形態）は、表8のとおりである。

委託が最も多く27件、次いで共催が5件、補助が4件、その他（事業協力等）が2件となっている。

(表8) 協働の類型別事業数

| 類 型 | 概 要                                                        | 事業数 | 事 業 例                                                                              | 備 考                      |
|-----|------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 委 託 | 事業効果をより高めるため、専門的なノウハウ等を持ち、柔軟かつ機動的な対応を得意とするNPOに事業の一部を委ねる    | 27  | やまがた「婚活」応援事業<br>NPOが運営する「やまがた出会いセンター」に婚活コーディネーター1名を配置し、出会いや結婚を支援する業務を委託（別紙No.11参照） |                          |
| 共 催 | イベントやプロジェクトの実施等に当たり、県とNPOが互いの特性を活かし合い共同で取組むことで、より高い事業効果を得る | 5   | NPO地域活動情報発信等事業<br>管内のNPO活動にかかる情報収集をNPOと協力して行い、セミナー・講座の開催を共催で実施（別紙No.22参照）          | 共催と共に、<br>情報提供等の<br>事例あり |

|     |                                     |    |                                                                                                |
|-----|-------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補 助 | NPOが主体的に実施する公益的な事業の実施に対し、財政面から支援を行う | 4  | 県民みんなで支える森・みどり環境公募事業<br>地域住民やNPO等が地域のニーズに応じて取組む森づくり活動や自然環境の保全活動などを広く公募し、実施に要する経費を補助（別紙No. 9参照） |
| その他 | 補完的に協力する方法として、専門的なアドバイスや各種情報の提供を受ける | 2  | やまがたNPO活動推進コーディネート事業（事業協力）<br>「NPO活動推進フォーラム」開催への事業協力等（別紙No. 4参照）                               |
| 合 計 |                                     | 38 |                                                                                                |

2 事業実施前の検討及び調整

(1) 協働の必要性の検討状況

ガイドブックでは、「新規施策の立案や既存事業の見直しなどで、NPOとの協働の可能性について検討する場合は、県関与、NPO関与の必要性や、協働の必要性、相乗効果等について検討を行ったうえで判断する必要がある」とされている。

事業実施前の検討状況を確認したところ、具体的な検討内容まで確認できなかったものもあったが、全ての事業で実施していた。

(2) 協働の相手方に関する情報収集の状況

協働の相手方であるNPO法人の選定にあたっては、ガイドブックでは「確実に業務を遂行し、期待する成果を出し得る相手方を、情報収集を行いながら慎重かつ公平に選定する必要がある」とされており、調査確認状況は表9のとおりである。

相手方の調査については、県ホームページの「山形発！ボランティア&NPO情報ページ」や、当該NPO法人のホームページなどでも確認しているほか、NPO法人の総会に出席するなど、ほとんどの事業で十分に行われていた。

なお、共催や事業協力の場合、特段の調査は行われていなかったが、通常の業務で把握されていることが確認された。

（表9）協働の相手方に関する調査確認状況

| 類 型   | 合 計 | 有  | 無 | 確 認 方 法 の 例                                         |
|-------|-----|----|---|-----------------------------------------------------|
| 委 託   | 27  | 27 | 0 | ・ 県ホームページの法人情報<br>・ 法人のホームページ、広報誌<br>・ 過去の事業実績、総会出席 |
| 共 催   | 5   | 4  | 1 | ・ 過去の実績、法人の定款・実績報告書等<br>・ (調査無の理由)法人の実績報告で確認済み      |
| 補 助   | 4   | 4  | 0 | ・ 補助申請時の事業計画書、団体概要書等                                |
| そ の 他 | 2   | 1  | 1 | ・ 事業報告書等<br>・ (調査無の理由)相手方を限定しないため                   |
| 合 計   | 38  | 36 | 2 |                                                     |

(3) 協働の相手方の選定方法

協働の相手方であるNPO法人の選定方法については、表10のとおりである。

協働の類型別にみると、委託の場合、公募による事業が6件であった。それ以外は、これまでの活動実績や、委託を実施するための要件を満たすのが相手方NPO法人だけであるとの理由で選定していた。

補助の場合は、全て公募を実施しており、関係者で組織する審査会において審査のうえ選定していた。

共催及びその他については、これまでの活動実績や、該当事業について活動している法人が他には無いな

どの理由により選定していた。

（表10）協働の相手方の選定方法

| 類 型   | 合 計 | 公 募 | 公募以外 |
|-------|-----|-----|------|
| 委 託   | 27  | 6   | 21   |
| 共 催   | 5   | 0   | 5    |
| 補 助   | 4   | 4   | 0    |
| そ の 他 | 2   | 0   | 2    |
| 合 計   | 38  | 10  | 28   |

（4）事前打ち合わせの実施状況

事前打ち合わせの実施状況については、表11のとおりである。

事前打ち合わせについては、ガイドブックで「事業計画について十分に説明したうえでNPOと意見交換し、事業の目的・成果等について確認し合い、合意することが重要である」とされている。打ち合わせの状況を見ると、ほとんどの事業において、相手方NPO法人との打ち合わせが実施されていた。しかし、一部の事業では、前年度からの継続事業であること等を理由に実施されていない事業がみられた。

また、ガイドブックでは「合意した内容を確認するとともに、双方の間で意識の違いがないか確認するため、双方がチェックシートを作成し、交換し合う」とされているが、チェックシートを作成している事業はみられなかった。

（表11）事前打ち合わせの実施状況

| 類 型   | 合 計 | 有  | 無 | 実 施 し な い 理 由                                 |
|-------|-----|----|---|-----------------------------------------------|
| 委 託   | 27  | 26 | 1 | ・継続事業であったため                                   |
| 共 催   | 5   | 5  | 0 |                                               |
| 補 助   | 4   | 2  | 2 | ・提出された事業計画により不要と判断<br>・県と法人との役割について調整の必要がないため |
| そ の 他 | 2   | 2  | 0 |                                               |
| 合 計   | 38  | 35 | 3 |                                               |

（5）役割分担

ガイドブックでは、「事業効果を高めるため互いの持ち味が活かせるよう配慮して役割や経費の分担、協働方法について決定すること」とされており、ほとんどの事業で、事業の実施にあたりそれぞれの事業内容に応じて役割分担を定めていることが確認された。

県の主な役割としては、関係機関・団体の調整、県の情報やノウハウの提供、計画策定に当たっての指導助言、研修会の企画実施等を担っていた。

NPO法人では、事業の実施の他、事業の企画、実施プログラムの作成、関係NPOへの広報などを担っていた。

3 事業の実施及び評価

（1）事業の周知

事業周知の実施状況は、表12のとおりである。

ほとんどの事業で、イベントのチラシ作成、ホームページの活用、関係機関への案内、総合支庁ニュースへの掲載等、必要に応じて事業の周知を行っている。その際に山形県の委託事業または補助事業である旨の記載がみられた。

しかしその一方で、当該事業が「協働事業」であることについては、1事業（社会貢献活動促進基金活用事業）では明示されていたが、他の事業では記載が無かった。

(表12) 事業周知の実施状況

| 類型  | 合計 | 有  | 無 | 主な実施例                                      |
|-----|----|----|---|--------------------------------------------|
| 委託  | 27 | 25 | 2 | ・県、NPO法人のホームページで事業紹介<br>・チラシ、パンフ等配布、情報誌の発行 |
| 共催  | 5  | 5  | 0 | ・専門のホームページで紹介<br>・総合支庁ニュースやマスコミへ情報提供       |
| 補助  | 4  | 3  | 1 | ・県ホームページで公募及び公募結果の周知                       |
| その他 | 2  | 2  | 0 | ・チラシ、パンフ等に協力団体を明記                          |
| 合計  | 38 | 35 | 3 |                                            |

## (2) 事業の評価・検証

県及びNPO法人における事業評価・検証の実施状況は、表13のとおりである。

ガイドブックでは、「事業実施後は、協働という手法の導入により、効果的に事業を実施できたか、真に公益の増進につながる事業であったか等の評価（検証）を行う必要がある」、「評価に当たっては、評価項目を設定し、チェックシート等により行う」とされている。

県においては、「現況調査」における自己評価や、予算編成時及び事務事業の見直しでの成果検証、NPO法人との意見交換会で評価検討を実施していたが、ガイドブックで例示したチェックシートによる事業評価を実施した事業は無かった。

NPO法人においても、実績報告書や活動事例集を作成時に事業を評価したり、意見交換会で評価検討を実施していたが、チェックシートによる評価を実施した事業は無かった。

また、ガイドブックでは、「NPOと県は、視点が異なる傾向があるため、双方が自己評価した上で、意見交換し、課題等を明らかにすることが一般的である」とされており、相互評価の実施状況を見ると、意見交換会等を実施した事業は14件と約3分の1であった。

(表13) 事業評価・検証の実施状況

県における事業評価・検証の実施状況

| 類型  | 合計 | チェックシート作成 |    | 評価の実施例                                     |
|-----|----|-----------|----|--------------------------------------------|
|     |    | 有         | 無  |                                            |
| 委託  | 27 | 0         | 27 | ・現況調査で自己評価<br>・予算要求時の事業評価<br>・NPO法人との意見交換会 |
| 共催  | 5  | 0         | 5  | ・現況調査で自己評価<br>・予算要求時の検討<br>・NPO法人との検討会     |
| 補助  | 4  | 0         | 4  | ・現況調査で自己評価<br>・報告書審査・現地確認時検証               |
| その他 | 2  | 0         | 2  | ・現況調査で自己評価                                 |
| 合計  | 38 | 0         | 38 |                                            |

NPO法人における事業評価・検証の実施状況

| 類型  | 合計 | チェックシート作成 |    | 評価の実施例                 |
|-----|----|-----------|----|------------------------|
|     |    | 有         | 無  |                        |
| 委託  | 27 | 0         | 27 | ・実績報告書で評価<br>・県との意見交換会 |
| 共催  | 5  | 0         | 5  | ・県との検討会                |
| 補助  | 4  | 0         | 4  | ・活動事例集で評価<br>・実績報告書で評価 |
| その他 | 2  | 0         | 2  |                        |
| 合計  | 38 | 0         | 38 |                        |

## 相互評価実施状況

| 類型  | 合計 | 評価の実施 |    | 実施例               |
|-----|----|-------|----|-------------------|
|     |    | 有     | 無  |                   |
| 委託  | 27 | 11    | 16 | ・県・NPO法人担当者との意見交換 |
| 共催  | 5  | 1     | 4  | ・県・NPO法人担当者との意見交換 |
| 補助  | 4  | 1     | 3  | ・成果報告会の開催         |
| その他 | 2  | 1     | 1  | ・県・NPO法人担当者との意見交換 |
| 合計  | 38 | 14    | 24 |                   |

参考：事業実施後のチェックシートの例（ガイドブックより）

## 2 事業実施後チェックシート

| 所属（団体名）                               | 担当者職氏名 | 評価欄        |
|---------------------------------------|--------|------------|
| <b>■基本項目</b>                          |        |            |
| ○事業名                                  |        |            |
| ○関係者<br>・ 県担当課<br>・ NPO名              |        |            |
| ○事業目的                                 |        |            |
| ○事業内容                                 |        |            |
| <b>■評価項目</b>                          |        | <b>評価欄</b> |
| 1 計画段階                                |        |            |
| ①明確な事業目的、具体的な実施計画が設定され、関係者間で共有されましたか。 |        |            |
| ②成果目標（達成目標）が明確で、関係者間で共有されていましたか。      |        |            |
| ③協働する意義・効果が明確でしたか。                    |        |            |
| ④事業計画等を作る際に、互いに協力し、話し合いながら作成できましたか。   |        |            |
| ⑤役割分担は明確かつ適切でしたか。                     |        |            |
| ⑥県民のニーズに沿う事業内容でしたか。                   |        |            |
| ⑦相互を理解し、対等な関係で話し合える関係でしたか。            |        |            |
| ※ 計画段階での良かった点や課題など（自由記入）              |        |            |
| 2 実施段階                                |        |            |
| ①役割分担を果たすことができましたか。                   |        |            |
| ②進捗状況や事業に関する情報を共有しましたか。               |        |            |
| ③課題などが発生した場合には、お互いに連絡し、素早く対応しましたか。    |        |            |
| ④事業の修正は、お互い十分議論し、柔軟に対応しましたか。          |        |            |
| ⑤事業内容の報告書をお互い十分議論して作成しましたか。           |        |            |
| ※ 実施段階での良かった点や課題など（自由記入）              |        |            |
| 3 成果の検証                               |        |            |
| ①成果目標は達成できましたか。                       |        |            |
| ②成果目標の達成についてお互い話し合いましたか。              |        |            |
| ※ 成果を検証する際の良かった点や課題など（自由記入）           |        |            |
| 4 課題の抽出                               |        |            |
| ①今後の課題をお互いに話し合いましたか。                  |        |            |
| ※ 具体的な課題（自由記入）                        |        |            |
| 5 改善策の検討                              |        |            |
| ①改善策をお互い話し合い、検討しましたか。<br><改善ポイント>     |        |            |
| ②今後のNPOと県の役割分担を明確にしましたか。              |        |            |
| ※ 検討した内容等（自由記入）                       |        |            |
| <b>【総合評価】</b>                         |        |            |
| <自由意見>                                |        |            |

※ チェックの各項目において、「よくできている」4点、「できている」3点、「概ねできている」2点、「うまくできていない」1点、「全くできていない」0点を付点。評価に適さないものは「-」を記入してください。

IV NPO法人へのアンケート

1 アンケートについて

協働事業の相手方であるNPO法人に対して、協働の状況や成果、支援策等に対する評価を確認するため、郵送によるアンケート調査を実施した。

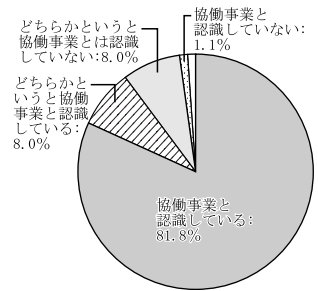
対象法人数は53法人だが、1法人で複数の事業において協働している法人もあるため、延べ88事業について依頼し、全ての法人から回答があった。

2 主な調査内容

(1) 事業に対する意識

ア 協働事業と認識されていましたか

協働事業として認識しているが81.8パーセント、どちらかというと協働事業と認識しているが8.0パーセントと、9割近くの事業について協働事業の認識がなされていたが、協働の形態が補助の場合など、一部の事業において協働事業とは認識されていなかった。

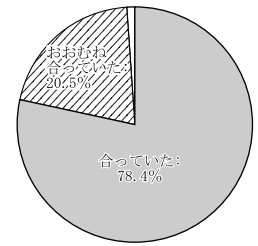


主な意見等

- ・県を通じてであるが、資金提供先との協働事業という認識が強かった。
- ・県の公募要領に「協働」という記載がなかったから、県との協働とは考えていなかった。

イ 事業は活動目的に合ったものでしたか

合っていたが78.4パーセント、おおむね合っていたが20.5パーセントと、合っていなかったという回答は無く、NPO法人の活動目的に合った事業を行っていた。



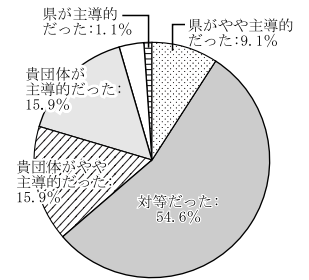
主な意見等

- ・NPO市民活動の支援を目的にしている当団体のノウハウ・知識が十分活かされた。
- ・自団体が企画した事業への補助であったため、活動目的に合致し、さらに一歩進んだ新しい事業として実施することが出来た。
- ・地域の活性化など 当団体の活動の中に、地域の賑わいの創造もありますのでおおむね合っていたと思います。

ウ 県と対等の関係で事業を実施することができましたか

対等だったが54.6パーセントと、5割以上の事業が対等の関係で実施されているとの回答があった。県が主導的、やや主導的との回答は合わせて10.2パーセントであった。

NPO法人が主導的、やや主導的を合わせると31.8パーセントであり、回答があった事業の形態はほとんどが補助であった。



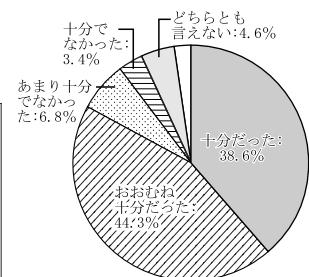
(2) 事業の調整

ア 事業実施に当たり県との事前協議は十分行われましたか

十分だったが38.6パーセント、おおむね十分だったが44.3パーセントと、8割以上のNPO法人が事前協議は十分だったとの回答があった。

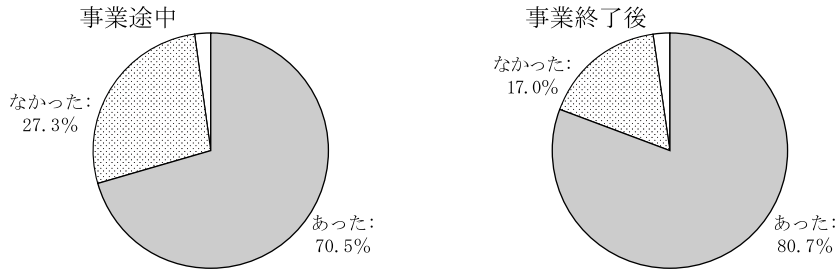
主な意見等

- ・事業の企画段階から協議をしており、事業の目的・内容・役割分担を明確にし、双方で十分に共有して実施していたため。
- ・中間支援組織としてのミッションとは合致するものであったと認識している。しかし、事業目的や効果についての考え方、また手法等については事前の合意形成が不足していたと感じている。



イ 事業の途中及び終了後に意見を述べる機会がありましたか

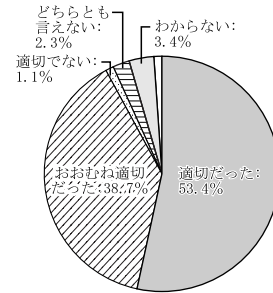
事業途中で7割以上、事業終了後では8割以上のNPO法人が意見を述べる機会があった。



(3) 事業の評価及び成果

ア 協働の成果をどのように評価していますか

適切だったが53.4パーセント、おおむね適切だったが38.7パーセントと、9割以上が適切な事業の評価を得ていた。

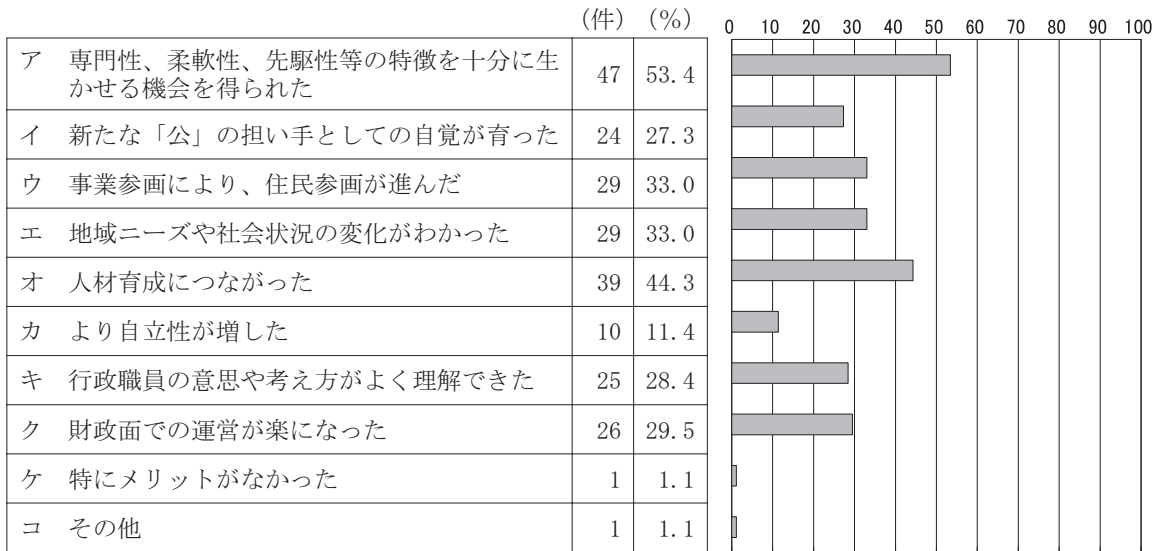


主な意見等

- ・県が大きな方針を示し、NPOが具体的な事業提案・企画を行い実施にあたっては市町村や地域の団体との連携を図った。
- ・NPOの予算が少ないので補助金をもらったことは良かった。
- ・次年度さらにはその次へと、事業の成果が継続して効果を上げるような取り組みにすることがNPOにも行政にも必要。
- ・県内の農業者・団体・県関係機関の情報を県から受け、事業実施の際にはうまく活用出来た。
- ・他の団体や個人とのつながりができた点は評価しているが、事業で求められた労力に相当する委託金額だったかという点においては疑問が残る。

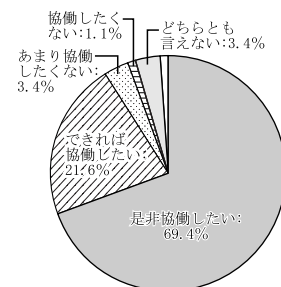
イ 今回の協働事業を通じて貴団体にはどのようなメリットがありましたか

専門性、柔軟性、先駆性等の特徴を十分に生かせる機会を得られたと回答したものが53.4パーセントと最も多く、次いで人材育成につながったが44.3パーセント、事業参画により住民参画が進んだ、地域ニーズや社会状況の変化が分かったがそれぞれ33.0パーセントという順になっていた。（複数回答可）



ウ 今回の協働事業を踏まえて、今後も県と何か協働したいと思いますか

是非協働したいが69.4パーセント、できれば協働したいが21.6パーセントと、9割以上のNPO法人が今後も協働したいと考えていた。



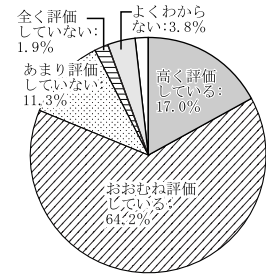


(4) 県の取組みに対する評価

ア 広報、啓発に関する県の取組みに対する感想をお聞かせください  
高く評価しているが17.0パーセント、おおむね評価しているが64.2パーセントと、8割以上のNPO法人が広報、啓発に関する県の取組みを評価していた。

主な意見等

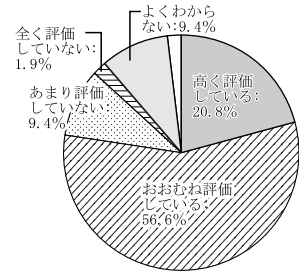
- ・協働している事業について、県の広報に掲載され評価されていることを感じる。また、記事を見た方から相談の連絡もあり効果を感じた。
- ・情報が少ない。具体的活動を広報すべきでは。



イ NPO活動を盛んにするための支援措置に関する県の取組みに対する感想をお聞かせください  
高く評価しているが20.8パーセント、おおむね評価しているが56.6パーセントと、8割近くのNPO法人が支援措置に関する県の取組みを評価していた。

主な意見等

- ・社会貢献基金はNPO団体にとって、財政的に役立つ制度として高く評価出来る。
- ・県は事業の継続性を重視されていないと感じたため。
- ・必要なのは、一部の担当課だけがNPOと関わっているのではなく、全县をあげてNPOと一緒に社会課題に取り組むという姿勢と仕組みをしっかりと作り上げることが必要。
- ・NPO活動に関心が薄い県職員がまだにいる。



注：円グラフ内の区分で、記載の無い箇所は、未回答のものである。

第3 監査の意見

NPOとの協働は、NPOの持つ活きた知識や情報、専門性を活かし、きめ細やかで質の高い公共サービスの提供が期待できるなど、地域課題の解決に有効な手法のひとつである。

最近では、東日本大震災に伴う被災地支援や県内避難者への支援においても、NPOの先進的な活動が多くの課題解決に貢献している。これらのことから、本県における協働事業を推進していくことが今後ますます必要とされる。

協働事業の推進担当課においては、具体的な推進方針を定め、中間支援機能の強化や広報啓発、県民の善意をNPOへの活動支援につなげる基金の設置等、NPOの社会貢献活動に対する支援を年々整備してきており、協働事業も年々増加している。

今回、監査対象とした協働事業については、ガイドブックに例示された方法での評価が実施されていないなど手続面で一部に課題はあったものの、おおむね適切に実施されている。

協働事業の相手方NPO法人へのアンケート結果では、協働事業に対してNPO法人側の認識も高く、協働により活動目的に沿った事業が実施でき、事業の成果向上に様々な効果があったとしており評価は高い。また、県の広報等の支援に対しても高く評価している。これにより今後も協働を希望するなど、県との協働事業に期待するNPO法人側の姿勢がみられた。その一方で事業に対する意識や事前協議、広報、県職員の意識などについて改善を求める意見が一部にあった。

これらを踏まえ、本県における協働事業を一層推進するために、推進担当課及び事業実施担当課においては次の事項について、改善または検討が図られるよう望むものである。

なお、今回の監査対象事業は、NPO法人との協働事業のみを対象としたが、今回対象としなかったNPO法人以外の団体（ボランティア団体、市民活動団体）、企業等との協働事業についても、今回の監査結果及び監査の意見を踏まえ、積極的な取組みが図られるよう要望するものである。

1 職員の意識啓発

相手方NPO法人は、アンケートの結果をみると、約9割が監査対象事業を協働事業と認識していた。

事業実施担当課の担当職員は、現況調査では当該事業が協働事業であると認識しているが、個別の事業に対する監査では、ガイドブックで示された事前打合せや事業評価の実施等、協働事業の業務に必要な事務が行われているか確認できない事業も見受けられた。また、今回の行政監査までガイドブックを読んでいなかったとの担当職員の声も一部にあった。

推進担当課に対する監査では、NPOに関する情報を適時、県庁各課に提供し、庁内でのNPOへの理解と関心を一層高めていく必要があるとの回答があった。

これらのことから、協働事業を推進するには、担当職員を対象とした協働事業に関する研修会等の開催により、NPO法人と行政との協働の背景、協働の基本原則や協働の意義について意識啓発を図り、認識を深めていく必要がある。

さらに、職員全体に対する協働事業に関する研修体制を整備し、現在協働事業を担当している職員だけでなく幅広い職員を対象とした研修を実施することにより、協働事業に対する目を養うことにより、新たな協働事業への取組みが期待される。

## 2 協働事業の周知

推進計画の「公益活動に対する県民等の理解及び参加の促進」のためには、広く県民に向けて協働事業が実施されていることを積極的にPRしていくことが必要である。

対象事業の周知状況をみると、協働事業である旨周知している事業が少なく、アンケートで協働事業と認識していなかったと回答したNPO法人もあった。

このことから、イベントのチラシや県・NPOのホームページ、広報紙等、多くの県民の目に付きやすい広報媒体を活用し、「山形県とNPO等との協働事業」である旨明示することにより、協働事業に対する関心はNPO法人や県民の間でも高まり、公益活動の活性化が図られる。

## 3 相手方の選定

協働事業の実施にあたっての相手方の選定は、公募等を実施せずこれまでの事業実績や、専門性があることなどの理由から特定のNPO法人を選定している事業が多数あった。NPO法人が年々増加していることを考慮すれば、公募や提案方式による選定等、透明性、公平性にも配慮された選定方法が求められる。NPOの参入機会を確保する面からも、今後は多様な選定方式の導入を検討する必要がある。

## 4 事業の評価

事業評価については、事務事業の見直しや現況調査での自己評価がなされていたが、ガイドブックで例示されたチェックシートを活用して実施された事業は無かった。

現況調査では、前年度実施についての自己評価を作成していたが、事業効果の有無や、得られた成果、次年度への改善点をまとめたものであり、協働活動の事業評価としては、計画段階や実施段階での評価が無く、十分とはいえない。

このことから、チェックシートの活用などにより協働事業の評価を行い、相手方NPO法人との相互評価を実施する必要がある。

適切な事業評価で事業の成果や課題について整理することにより、事業の改善や見直しが進むとともに、新たな協働事業への発展が期待される。

## 第4 むすび

協働事業の実施にあたっては、相手方NPO等の選定方法や事業費の算定方法、事業評価の実施方法などにおいて、積極的にガイドブックを活用するとともに、その内容を不断に見直すことにより、事業効果を高める努力が重要である。

また、協働事業は、地域社会における課題解決の有効な手段として、県民生活に密着したものとなっている。このため、県行政の各分野においてますます協働事業の重要性が増していることから、今回の行政監査の結果を参考に、適切な事務執行に務め、NPO等との協働事業の推進が県政の一層の発展につながることを期待する。

別紙 監査対象事業一覧表

| No. | 所管部等<br>(23年度)                          | 事業の名称<br>(予算の事業名)                                         | うち協働が行われた<br>事業名                                              | 事業の目的                                                                              | 主な事業の内容                                                                                  | 相手方NPO<br>法人名                              | 事業費<br>(千円) | うち<br>NPOへの<br>支出額<br>(千円) | 協働の<br>類型                       |
|-----|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-------------|----------------------------|---------------------------------|
| 1   | 企画振興部<br>市町村課                           | U J I ターン<br>推進事業                                         | 首都圏における情<br>報発信の強化                                            | 首都圏における<br>移住関係の情報<br>発信の強化                                                        | ・山形県の移住情報コ<br>ーナーの設置（東京<br>銀座）<br>・山形県の暮らしに関<br>してのセミナーの開<br>催                           | 100万人の<br>ふるさと回<br>帰・循環運<br>動推進・支<br>援センター | 1,752       | 1,200                      | 共催<br>その他<br>(使用<br>料)          |
| 2   | 企画振興部<br>市町村課                           | 地域活動支援<br>中間組織等活<br>動推進事業                                 | 地域活動支援中間<br>組織等活動推進事<br>業（置賜地域）                               | 各地のコミュニ<br>ティ機能の再生                                                                 | ・中間支援組織の設立、<br>研修会開催<br>・地域における支え合<br>いのあり方セミナー<br>の開催<br>・ネットショップ「きら<br>り産直市場」の開設運<br>営 | きらりよし<br>じまネット<br>ワーク                      | 5,204       | 5,019                      | 委託                              |
| 3   | 生活環境部<br>生活文化課<br>県民活動プロ<br>スポーツ支援<br>室 | 社会貢献活動<br>促進基金活用<br>事業                                    | N P O 活動促進<br>事業                                              | 公益活動が活発<br>かつ継続的に展<br>開され、N P O<br>の自立を促進し、<br>N P O 自らがそ<br>の活動基盤を強<br>化する        | ・県民（企業・団体、個<br>人）から寄附を募り、<br>基金に積み立て、こ<br>れを原資にN P O が<br>行う社会貢献活動に<br>対して助成             | 山形県自動<br>車公益セン<br>ター他21法<br>人              | 40,441      | 28,107                     | 補助                              |
| 4   | 生活環境部<br>生活文化課<br>県民活動プロ<br>スポーツ支援<br>室 | やまがたN P<br>O 活動推進コ<br>ーディネート<br>事業                        | やまがたN P O 活<br>動推進フォーラム                                       | 「N P O 活動推<br>進フォーラムや<br>やまがた大会」開<br>催の機会を生か<br>し、多様な主体<br>の協働・連携を<br>図る仕組みを推<br>進 | ・県とN P O との協働・<br>連携の推進<br>・多様な主体による協<br>働事業の推進                                          | 山形の公益<br>活動を応援<br>する会・ア<br>ミル他4法<br>人      | 1,106       | 0                          | その他<br>(事業<br>協力)               |
| 5   | 生活環境部<br>生活文化課<br>県民活動プロ<br>スポーツ支援<br>室 | 災害ボラン<br>ティアネット<br>ワーク事業                                  | 災害ボランティア<br>ネットワーク事業                                          | 災害時に全国か<br>ら駆けつけるボ<br>ランティアを円<br>滑に受け入れ、<br>その活動を支援<br>する体制を整備                     | ・災害ボランティア支<br>援ネットワーク連絡<br>会開催<br>・災害ボランティア支<br>援本部設置訓練                                  | デー・コ<br>レクティブ                              | 594         | 0                          | その他<br>(意見<br>交換・<br>アドバ<br>イス) |
| 6   | 生活環境部<br>地球温暖化対<br>策課                   | (1)地球温暖<br>化対策推進<br>体制整備事<br>業<br>(2)省エネル<br>ギー対策推<br>進事業 | (1)地球温暖化防<br>止対策コーデ<br>ィネーター設置他<br>(2)家庭のエコア<br>クション推進事<br>業他 | 「山形県地球温<br>暖化対策地域推<br>進計画」等に基<br>づく温室効果ガ<br>ス排出量削減                                 | ・地球温暖化防止対策<br>コーディネーター設<br>置<br>・家庭のエコアクション<br>推進事業<br>・エコスタイルチャレ<br>ンジ事業                | 環境ネット<br>やまがた                              | 8,389       | 4,914                      | 委託                              |
| 7   | 生活環境部<br>水大気環境課                         | エコドライブ<br>普及啓発事業                                          | エコドライブ普及<br>啓発事業                                              | 環境負荷の低減<br>に配慮した自動<br>車使用の促進                                                       | ・エコドライブの普及<br>啓発<br>・エコドライブ教室の<br>開催                                                     | 山形県自動<br>車公益セン<br>ター                       | 3,052       | 3,045                      | 委託                              |
| 8   | 生活環境部<br>循環型社会推<br>進課                   | 使用済み自動<br>車再資源化推<br>進事業                                   | 使用済み自動車再<br>資源化推進事業                                           | 自動車リサイク<br>ル工程における<br>再資源化の研究<br>開発                                                | ・未リサイクル部品の<br>再資源化、製品開発<br>・地域企業や福祉作業<br>所、高等教育機関と<br>連携したリサイクル<br>システムの構築               | 山形県自動<br>車公益セン<br>ター                       | 36,841      | 36,841                     | 委託                              |
| 9   | 生活環境部<br>みどり自然課                         | 県民みんなで<br>支える森・み<br>どり環境公募<br>事業                          | フィールドアスレ<br>チックパーク設置<br>事業他10事業                               | 県民の積極的な<br>森づくりへの参<br>加促進                                                          | ・地域住民やN P O 等<br>が地域のニーズに応<br>じて取組む森づくり<br>活動や自然環境の保<br>全活動などを広く公<br>募し、支援               | ベテスタ他<br>10法人                              | 30,000      | 3,417                      | 補助                              |
| 10  | 生活環境部<br>みどり自然課                         | 生物多様性保<br>全対策事業                                           | 生物多様性保全対<br>策事業                                               | 生物多様性の保<br>全を推進                                                                    | ・絶滅危惧種の保護増<br>殖<br>・捕食種の駆除                                                               | ネイチャー<br>アカデミー<br>もがみ                      | 600         | 300                        | 補助                              |
| 11  | 子育て推進部<br>子育て支援課                        | やまがた「婚<br>活」応援事業                                          | 「婚活コーディ<br>ネーター」の設置                                           | 結婚について社<br>会全体で支援す<br>る機運づくりを<br>推進                                                | ・「やまがた出会いセン<br>ター」に婚活コーデ<br>ィネーターの配置                                                     | 元気netか<br>ほく                               | 5,502       | 5,502                      | 委託                              |
| 12  | 子育て推進部<br>子育て支援課                        | 「子育て」支<br>え合い・交流<br>推進事業                                  | 子育て推進コーデ<br>ィネーター設置事<br>業                                     | 地域における子<br>育て支援の取組<br>み充実                                                          | ・子育て推進コーデ<br>ィネーターの配置<br>・活動基盤強化、ネッ<br>トワーク化の推進に<br>向けた助言、情報誌・<br>ブログを通じた支援<br>情報の発信     | やまがた育<br>児サークル<br>ランド                      | 12,222      | 11,958                     | 委託                              |

|    |                       |                     |                       |                                         |                                                                  |                     |       |       |                     |
|----|-----------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------|-------|-------|---------------------|
| 13 | 子育て推進部<br>子育て支援課      | 一時預かり体制強化事業         | 一時預かり体制強化事業           | ファミリーサポートセンターの人材育成とセンターの普及啓発による子育て支援の充実 | ・一時預かりを提供する者に対する研修会の開催<br>・パンフレット配布によるセンターの普及啓発                  | やまがた育児サークルランド       | 4,472 | 4,472 | 委託                  |
| 14 | 子育て推進部<br>子ども家庭課      | 子どもの自立サポート推進事業      | 子どもの自立サポート推進員設置業務     | 児童養護施設等で育った子どもたちの地域での自立した生活への支援         | ・居場所、交流機会の提供<br>・自立支援ネットワークの形成                                   | 発達支援研究センター          | 3,050 | 3,050 | 委託                  |
| 15 | 健康福祉部<br>障がい福祉課       | 地域生活支援事業            | 視覚障がい者生活訓練事業          | 視覚障害者が社会生活や家庭生活を営むために必要な技能習得            | 講習会の開催<br>・歩行訓練<br>・身辺、家事管理<br>・福祉機器の活用方法<br>・社会資源の活用方法          | 山形県視覚障害者福祉協会        | 300   | 300   | 委託                  |
| 16 | 健康福祉部<br>障がい福祉課       | 障がい者自立支援対策臨時交付金事業   | 障がい者就労支援ネットワーク事業      | 障がい者の就労支援の推進                            | ・就労支援の連携体制の構築<br>・就労訓練や生産活動向上の研修会の開催<br>・ネットショップによる施設製品の統括販売     | 輝きネットワーク            | 1,000 | 1,000 | 委託                  |
| 17 | 健康福祉部<br>障がい福祉課       | 発達障がい児早期相談・支援モデル事業  | 発達障がい児等早期支援事業（庄内地域事業） | 発達障がい児の専門相談窓口設置による支援体制の充実               | ・相談窓口の設置<br>・継続的な発達支援<br>・発達障害児支援研修会の開催                          | あらた                 | 8,400 | 8,400 | 委託                  |
| 18 | 商工観光部<br>産業政策課        | 山形県産品デザイン力強化推進事業    | 山形県産品デザイン力強化推進事業      | 県内ものづくり産業の競争力強化                         | ・デザイン性に優れ、ブランド構築へのポテンシャルが高い製品の発掘・調査<br>・製品開発、改良の相談へのアドバイス        | 山形県デザインネットワーク       | 4,216 | 4,216 | 委託                  |
| 19 | 商工観光部<br>経済交流課<br>国際室 | 姉妹交流推進事業            | パプア州における日本語学習支援事業     | パプア州における日本語教育レベルの向上                     | ・パプア州の高校へ日本語教材、書籍の贈呈<br>・高校生及び日本語教師の招待                           | 山形パプア友好協会           | 2,000 | 2,000 | 委託                  |
| 20 | 商工観光部<br>経済交流課<br>国際室 | 国際協力活動推進事業          | 海外技術研修員受入事業（日本語研修）    | 海外技術研修員受入による人材の養成と友好交流の推進               | ・研修員に対する日本語指導<br>・ホームステイによる日本語研修                                 | 山形県青年海外協力協会         | 704   | 704   | 委託                  |
| 21 | 農林水産部<br>新農業推進課       | 教育ファームネットワーク推進事業    | 教育ファームネットワーク推進事業      | 子どもたちに豊かな「食」と「農」を活用した質の高い農業体験の場の提供      | ・食農教育実践者等のデータベース作成<br>・実践塾の開催                                    | 山形創造NPO支援ネットワーク     | 2,512 | 2,512 | 委託                  |
| 22 | 村山総合支庁<br>地域振興課       | NPO地域活動情報発信等事業      | NPO地域活動情報発信等事業        | 多様な県民活動の促進                              | ・NPO活動の情報収集、発信、相談窓口の強化<br>・セミナーの開催                               | 山形創造NPO支援ネットワーク他1法人 | 2,444 | 102   | 共催<br>その他<br>(事業協力) |
| 23 | 村山総合支庁<br>福祉企画課       | 子育て支援団体ネットワーク構築支援事業 | 子育て支援団体ネットワーク構築支援事業   | 高校生が直接、乳幼児及びその親と触れ合う機会の提供               | ・高校生のふれあい体験事業                                                    | やまがた育児サークルランド他2法人   | 329   | 329   | 委託                  |
| 24 | 村山総合支庁<br>福祉企画課       | 子育て支援まちづくり事業        | 子育て支援まちづくり事業          | 地域全体で子育てを支援する体制の整備                      | ・子育て支援基盤整備コーディネーターの配置<br>・子育て体験、支援ネットワークの構築<br>・子育てに関する地域課題への取組み | やまがた育児サークルランド他2法人   | 9,971 | 9,971 | 委託                  |
| 25 | 村山総合支庁<br>産業経済企画課     | コミュニティビジネス創出支援事業    | むらやま地域ビジネス創出支援業務      | コミュニティビジネスの担い手を育成し、自立的で豊かな地域社会の構築       | ・理解促進セミナーの開催<br>・地域ビジネス起業塾の開催                                    | 山形の公益活動を応援する会・アミル   | 1,363 | 760   | 委託                  |
| 26 | 最上総合支庁<br>産業経済企画課     | バイオマスバレー普及啓発事業      | バイオマスバレー普及啓発事業        | 環境と共生する循環型社会の構築と産業の創造                   | ・最上バイオマスフォーラムの開催                                                 | バイオマスもがみの会          | 194   | 194   | 委託                  |
| 27 | 置賜総合支庁<br>地域保健予防課     | ひきこもりからの脱却支援事業      | ひきこもり相談会              | 「ひきこもり」に対する地域での重層的な支援                   | ・関係機関と合同でのひきこもり相談会の実施                                            | から・ころセンター           | 448   | 0     | 共催                  |

|    |               |                                   |                                   |                                             |                                                                                                                                               |                    |        |        |                      |
|----|---------------|-----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------|--------|----------------------|
| 28 | 置賜総合支庁産業経済企画課 | まちづくり人材育成支援事業（置賜）                 | まちづくり人材育成支援事業（置賜）                 | まちづくりのための人材育成や団体等の広域連携                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり支援員の養成</li> <li>・推進フォーラム、人材養成講座の開催</li> <li>・まちづくり情報の収集</li> <li>・管内まちづくり事業の支援</li> </ul>        | 長井まちづくりNPOセンター     | 6,832  | 6,832  | 委託                   |
| 29 | 庄内総合支庁地域振興課   | 「むかえびと」態勢整備事業                     | 「むかえびと」態勢整備事業                     | 映画の主な舞台となった旧割烹の保全整備を中心とした新たな地域振興            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源や来訪者要望のアンケート調査</li> <li>・酒田市街地の活性化に向けた計画の検討</li> </ul>                                            | 酒田ロケーションボックス       | 9,140  | 6,635  | 委託                   |
| 30 | 庄内総合支庁地域振興課   | 庄内公益活動推進事業                        | 公益の心ふるさと創り推進事業（公益のふるさと協働フォーラムの運営） | 社会の様々なセクターが協働した地域づくりが行われる環境づくり              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働フォーラムをNPO等と組織し実施</li> <li>・行列のできるイベントとチラシ作り講座</li> <li>・やさしい会計入門講座</li> <li>・地域情報誌への情報提供</li> </ul> | 公益のふるさと創り鶴岡他1法人    | 270    | 0      | 共催<br>その他<br>(情報の提供) |
| 31 | 庄内総合支庁地域振興課   | 秋田・新潟広域連携推進事業                     | 新潟広域連携推進事業                        | 新潟県村上上岩船地域と連携して、交流人口の拡大による地域の活性化            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOと共催で実施</li> <li>・歴史文化学習会</li> <li>・歴史学習ツアー講座及びバスツアー</li> <li>・両地域に関するパンフレット作成</li> </ul>           | 都岐紗羅パートナーズセンター他3法人 | 500    | 0      | 共催                   |
| 32 | 庄内総合支庁環境課     | 美しいやまがたの海推進事業（庄内）                 | 漂着ごみ発生抑制対策                        | 海岸漂着物の発生抑制                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外漂着物問題啓発用DVD、タピストリーの作成</li> </ul>                                                                    | パートナーシップオフィス       | 17,021 | 1,699  | 委託                   |
| 33 | 庄内総合支庁水産課     | WEBサイト「庄内浜情報館」構築事業                | WEBサイト「庄内浜情報館」構築事業                | 庄内浜の魚介類の販売促進と地域の活性化                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・WEBサイト「庄内浜情報館」の構築・運用</li> <li>・庄内浜の水産関係ウェブサイトの運営支援</li> </ul>                                         | イーコム               | 7,380  | 7,380  | 委託                   |
| 34 | 教育庁文化財保護推進課   | 「山形の宝」育成事業                        | 「山形の宝」育成地域活動支援事業                  | 身近な文化財を次世代に伝え、観光交流や地域活性化に結び付ける              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募により事業実施</li> <li>・8mmフィルムデジタル化</li> <li>・復元建物の差し茅体験</li> </ul>                                      | 朝日町エコミュージアム協会他1法人  | 1,922  | 147    | 補助                   |
| 35 | 教育庁生涯学習振興課    | だがしや楽校普及事業                        | 「だがしや楽校」普及事業                      | 「だがしや楽校」の普及啓発を図り、子どもや大人の社会力を高める             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・普及員（コーディネーター）の雇用</li> <li>・学校・商店街等に出向き「だがしや楽校」の普及、実践</li> <li>・実践団体の養成、関係者のネットワークを構築</li> </ul>       | 公益のふるさと創り鶴岡        | 10,380 | 10,380 | 委託                   |
| 36 | 教育庁生涯学習振興課    | 幼児共育推進事業                          | 幼児共育ふれあい活動                        | 「幼児共育」の推進                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子で学ぶ自然や文化、芸術などの体験活動</li> <li>・地域の方との交流活動</li> </ul>                                                  | ポポーのひろば他1法人        | 1,700  | 400    | 委託                   |
| 37 | 教育庁生涯学習振興課    | 家庭教育支援者活用事業                       | 家庭教育支援者活用事業                       | 子育て親に対する身近な場所での相談を支援                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育支援者の雇用</li> <li>・地域内の施設等や家庭への訪問による相談支援</li> </ul>                                                 | やまがた育児サークルランド      | 5,952  | 5,952  | 委託                   |
| 38 | 教育庁スポーツ保健課    | 総合型地域スポーツクラブを通じた女性のスポーツ参加機会向上促進事業 | 総合型地域スポーツクラブを通じた女性のスポーツ参加機会向上促進事業 | 女性が仕事・家庭・健康のバランスが取れた生活を送れるよう、運動を楽しむ地域づくりを推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代の女性を対象としたスポーツプログラムの開発</li> <li>・女性が参加しやすい支援体制の構築</li> <li>・地域関係団体との連携による支援体制の整備</li> </ul>       | 生涯スポーツ振興会          | 15,264 | 3,921  | 委託                   |

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤  | 正  |
|-------------|------------|-----|----|----|----|
| 平成16. 3. 30 | 第1529号     | 399 | 12 | 工事 | 工場 |